

## ○地方自治体からの相談に対する事務的・技術的な助言

→ 現地査定の円滑化

## ○事前打合せの対象箇所は申請者の判断に委ねられている

→ 打合せ対象として想定しているのは

- イ 一定災として申請する箇所
- ロ 査定前に緊急に施行する必要がある箇所
- ハ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第1条各号に掲げる公共土木施設のうち次に掲げる施設に係わるもの
  - ① 地すべり防止施設
  - ② 急傾斜地崩壊防止施設
  - ③ 海岸保全施設(離岸堤、消波工等の沈下に伴う補充のみの工事は除く。)
  - ④ 下水道
- ニ 工事(他の事業によるものを含む)竣工後1年に満たない箇所(未満災)
- ホ 降雨又は地すべりに起因して発生した被災施設で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの
- ヘ 要綱第3(二)ホの越水させない原形復旧を適用するもの(流域治水型の原形復旧を含む)
- ト 橋梁災害復旧工事(補強的な工事を除く)
- チ ダムに係る災害
- リ 流木の堆積に係る災害
- ヌ 特殊な災害や特殊な構造物
- ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第15の2第1項(保留)に該当する箇所
- ヲ 災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所
- ワ 遊水地の土砂及び流木等の堆積に係る災害

※事前打合せはあくまでも査定前の打合せ。負担法適用対象事業としての採否は査定で決定。

# 事前打合せ件数の推移(H23～R4)

## 事前打合せ件数の推移

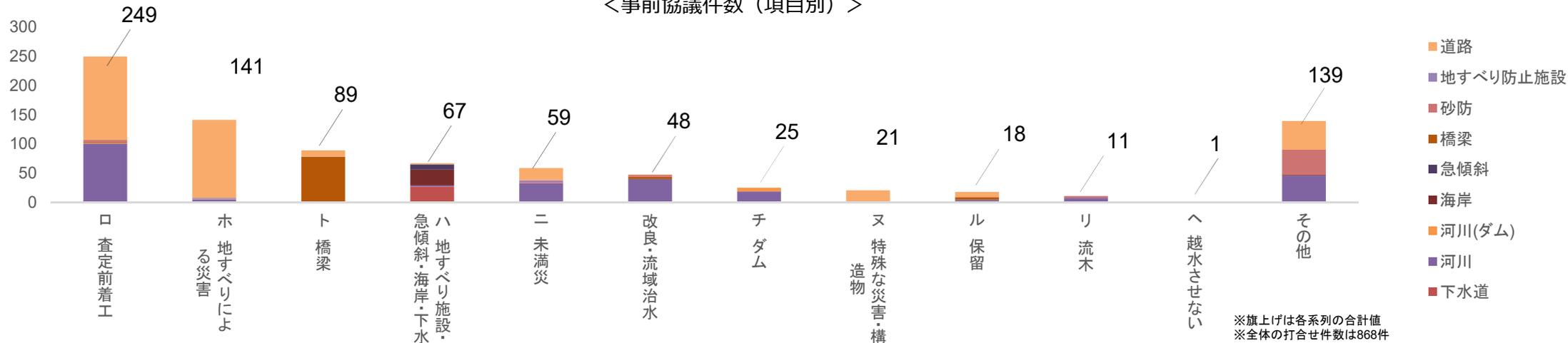
年	打合せ件数 ※同一箇所複数回実施も含む			決定 全体件数	打合せ件数/ 決定件数
	本省	地方局	合計		
H23	1,335	249	1,584	35,526	4.5%
H24	2,377	193	2,570	13,488	19.1%
H25	972	117	1,089	14,888	7.3%
H26	742	118	860	8,823	9.7%
H27	677	81	758	6,373	11.9%
H28	600	96	696	14,380	4.8%
H29	1,173	138	1,311	13,016	10.1%
H30	1,992	352	2,344	25,810	9.1%
R1	1,421	72	1,493	14,986	10.0%
R2	531	88	619	12,073	5.1%
R3	611	60	671	9,475	7.1%
R4	854	14	868	8,740	9.9%



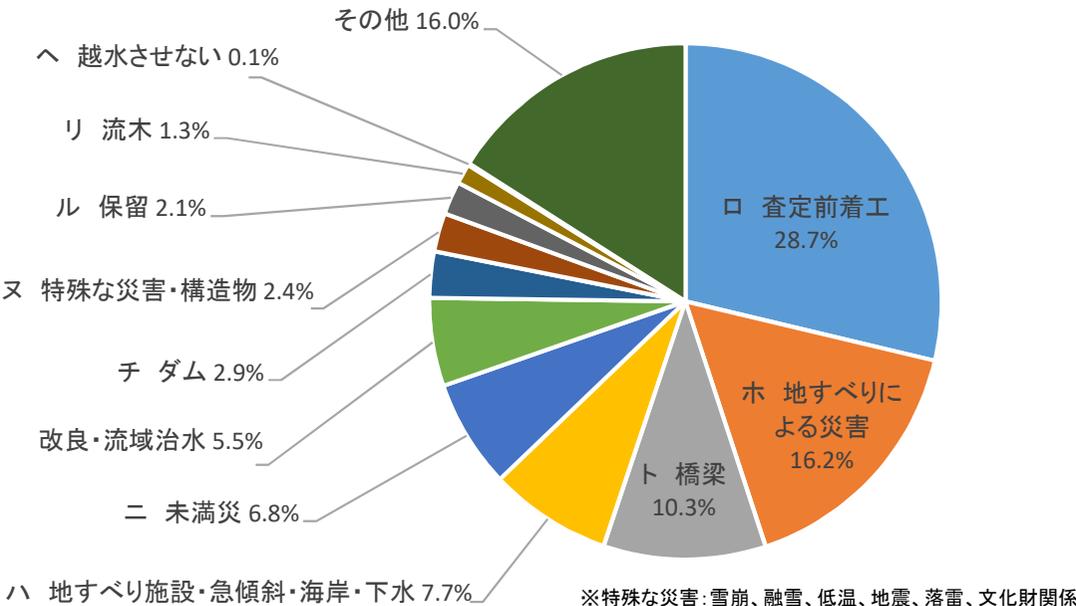
# 令和4年度発生災害 事前打合せ実施状況

- 事前打合せの依頼のうち約3割は事前着手に関わるもの
- そのほか、地すべりによる災害、橋梁災、海岸、下水、未満災に関する相談が多い

<事前協議件数(項目別)>



<事前協議項目別割合>



【所見】

- 打合せ時には、設計が被災メカニズムに対応しているか、必要最小限となっているか、採択要綱・方針に合致しているか等について助言
- 地すべり災については、長期間の調査を避けてなるべく早く査定を実施できるよう促している
- その他、保留解除協議や査定設計委託費補助の申請を見据えた助言を行っている
- 査定前着工に係る協議のうち、河川の欠壊防止、道路の埋塞土砂撤去、仮設防護柵の先行設置など単純な内容が多くを占めている



! 査定前着工に関しては、単純な内容であればメール等での報告により、直ちに着手できる体制としている